

# JA 北海道厚生連 薬剤師奨学金制度

北海道厚生連では、道内の厚生病院に常勤職員の薬剤師として勤務する（予定含む）方に対して、

① 奨学金の貸与（薬学生への支援）

② 奨学金の返還支援（採用者への支援）

を行っています。

**※①、②両方の利用はできません。**



## ① 奨学金貸与制度

薬剤師の資格を取得するための学校（学校教育法に基づく大学の薬学課程）に在学する学生で、薬剤師免許取得後、道内の厚生病院に常勤職員の薬剤師として勤務することを希望する方に対して、奨学金を貸与します。

なお、貸与した奨学金は、卒業・資格取得後、道内の厚生病院に常勤職員の薬剤師として勤務した場合、勤務期間中の返還を猶予します。

また、貸与した期間と同期間を勤務した場合には、貸与残高全額の返還を免除します。

**貸与対象：薬学生**

**貸与金額：月額 5 万円以内**

**貸与上限：標準就学期間（最長 6 年間）**

**※在学途中から貸与を開始した場合、入学時に遡及しての貸与はできません。**

## ② 奨学金返還支援制度

道内の厚生病院に常勤職員として勤務する薬剤師で、薬剤師の資格を取得するための学校（学校教育法に基づく大学の薬学課程）に在学中、北海道厚生連以外の団体等から奨学金の貸与を受け、その返還義務を有する方に対して、毎月の返還額を支援します。

なお、企業からの直接支払制度を有している団体等への返還に際しては、北海道厚生連から相手先へ直接返還します。

**ただし、北海道厚生連から①の奨学金の貸与を受けた方は、当制度を利用できません。**

**支援対象：採用者**

**支援金額：毎月の返還額**

**支援上限：360 万円（最長 6 年間）**

**※支援総額が 360 万円に達した場合、または、支援期間が 6 年に達した場合のいずれかで終了となります。**

**※毎月の返還額を支援するため、支援期間が 6 年以内であっても支援総額が 360 万円未満となる場合があります。**



JA 北海道厚生連

### 【お申込み・お問合わせ】

北海道厚生農業協同組合連合会 人事部教育課 奨学金担当  
〒060-0004

札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 9 階

TEL : 011-232-6520 FAX : 011-222-4684

お気軽にお問合せください